

第1章 人権施策基本方針のめざすもの

1. 人権施策基本方針の理念

～人権文化のまち三田をめざして～

人権とは、すべての人が人間の尊厳に基づいて持つ固有の権利であり、日本国憲法により「基本的人権」として、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営み、豊かな自己実現を図るために、侵すことのできない永久の権利として保障され、道徳的・倫理的な正しさ、正当性を持っています。また人権は、日本における長い歴史の中で、差別に立ち向かい、自由・平等の社会を求める多くの人々の、不断の努力によって、獲得されてきたものであるといえます。

三田市では、すべての市民が人と人との豊かなつながりの中で、日々安心して暮らすことができ、誰もが幸せを実感できる市民社会の根幹は「人権」であるとの基本理念に立ち、平成24年度（2012年度）からの10年間の総合指針である第4次三田市総合計画の中で、「人権尊重のまちづくり」をまちづくりの基本と位置づけました。

「人権施策基本方針」は、この三田市総合計画の理念を具現化するために策定し、個別の基本計画等の上位に位置づけます。

部落差別解消に向け、同和・人権教育の施策等これまでの取り組みで培ってきた経験や成果、さらには、分野別施策の検証により、重点施策の取り組みの強化と再編を行い、その具体的な推進方策を明らかにし、「人権尊重」を市のすべての施策に位置づけ、市民と協働して、人権施策の総合的・横断的な推進に積極的に取り組みます。

そして、部落問題を人権問題の重要な柱として、あらゆる差別を早期に解消し、お互いの人権が尊重され、誰もが幸せを感じる人権文化のまちを創造していくことをめざします。

“ひと・まち・自然が輝く三田”

＜三田まちづくり憲章＞

私たちは、すべての市民が誇りを持って、人と自然が輝くまち・三田を共につくるために、この憲章を定めます。

私たちは、

- 一、命を大切にし、互いに助け合う、心ふれあうまちをつくります。
- 一、誰もが元気で笑顔があふれる、希望に満ちたまちをつくります。
- 一、美しい風景を守り、自然と共に育つまちをつくります。
- 一、伝統を尊重するとともに、新しい市民文化のまちをつくります。
- 一、里の恵みを大切にし、未来につなぐ活力あるまちをつくります。

心のふれあう田園文化都市
～成長から成熟するまち 三田へ～
第4次三田市総合計画

『人権尊重のまちづくり』

具現化

人権施策基本方針

個別基本計画・基本方針等